

東日本大震災による被災者に対する西宮市国民健康保険一部負担金等の
免除に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、平成23年3月11日東日本大震災による被災者（以下「被災者」という。）に対する一部負担金、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額（以下「一部負担金等」という。）、入院時食事療養費標準負担額及び入院時生活療養費標準負担額（以下「入院時食事療養費標準負担額等」という。）の免除に関する取扱について必要な事項を定める。

2 被災者に対する一部負担金等の免除については、西宮市国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予に関する取扱要綱の規定にかかわらず、以下の規定を適用するものとする。

(免除の要件)

第2条 一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等の免除の対象となる者は、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金取扱いについて（その11）」（平成23年9月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の「1対象者の要件」に準じ、震災の日において別表に示す市町村に住所を有しておりかつ、震災により次の各号のいずれかに該当する被保険者（以下「免除対象国保被保険者」という。）とする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156条）第15条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行った者及び同法第20条第2項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となった者（ただし、当該区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属するものであって、平成29年4月1日以前に避難指示が解除された区域に属するもの、かつ上位所得層（※1）に該当する者を除く）
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となり、かつ上位所得層に該当しない者
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超え

ると推定されるとして特定されていた住居をいう。)に居住していたため、避難を行った者、かつ上位所得層に該当しない者

(9) その他前各号に掲げる事由に準ずるものについて市長が特に認めるとき

※1 世帯に属する国民健康保険の被保険者について基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

(免除の申請)

第3条 一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等の免除を受けようとする者は、国民健康保険一部負担金等免除申請書(様式1)に被災証明書の写し等を添えて市長に提出しなければならない。被災証明書の提示ができないときは、被災証明書に代えて申立書により申請できる。

(免除する一部負担金等)

第4条 市長は、前条の申請があった場合で免除の要件に該当すると認めたときは、申請の属する月から次の各号に掲げる期限において当該申請者の一部負担金等の支払いを免除する。

- (1) 帰還困難区域及び 上位所得層を除く旧避難指示区域等(※2)からの転入者
令和4年2月28日まで
- (2) 旧避難指示解除準備区域からの上位所得層の転入者
平成28年9月30日まで
- (3) 旧避難指示解除準備区域等(※3)からの上位所得層の転入者
平成27年9月30日まで
- (4) 旧緊急時避難準備区域等(※4)からの上位所得層の転入者
平成26年9月30日まで
- (5) 旧居住制限区域等からの上位所得層の転入者
令和2年9月30日まで
- (6) 上位所得層を除く旧避難指示解除準備区域等(※5)からの転入者
平成29年2月28日まで

※2 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が

解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等をいう。

- ※3 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）
- ※4 旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）
- ※5 平成27年度に指定が解除された楡葉町の旧避難指示解除準備区域

ただし、第2条第3号に該当する者については、上記期限までの間において主たる生計者の行方が明らかとなるまでとする。

2 前項に規定する一部負担金等の支払いのうち療養費に係る一部負担金相当額の免除については、申請の属する月から平成24年2月29日を限度とする。

（免除する入院時食事療養費標準負担額等）

第5条 市長は、第3条の申請があった場合で免除の要件に該当すると認めるときは、申請の属する月から平成24年2月29日を限度として当該申請者の入院時食事療養費標準負担額等を免除する。ただし、第2条第3号に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計者の行方が明らかとなるまでとする。

（一部負担金等免除証明書の交付）

第6条 市長は前2条の免除を決定した場合は、申請者に対して国民健康保険一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を交付するものとする。

（医療機関等への免除証明書の提示）

第7条 一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等の免除を受けようとする者は、受診する保険医療機関、柔道整復に係る受領委任払い取扱い施術所および訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に免除証明書を提示しなければならない。

（利用機関の手続）

第8条 免除証明書の提示を受けた保険医療機関等は、国民健康保険団体連合会に対して診療報酬の請求を行う場合、別途定められた方法に従うものとする。

（一部負担金等の還付）

第9条 東日本大震災の日以降既に支払った一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等の還付を受けようとする免除対象国保被保険者は、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支

払った一部負担金等の額を確認する書類を添付のうえ、国民健康保険一部負担金等還付申請書（様式2）に、還付を申請する理由を記載したうえ、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合で、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金等を申請者に還付しなければならない。

（一部負担金等の返還）

第10条 市長は、免除対象国保被保険者が、偽りその他不正な行為により一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等の免除を受けたことを発見したときは、直ちに当該一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等の免除認定を取消し、当該被保険者が不当に受けた利益の範囲内において、期限を付して当該一部負担金等及び入院時食事療養費標準負担額等を返還させなければならない。

2 市長は、前項に規定する決定をした場合は、速やかにその旨を当該被保険者及び関係保険医療機関等に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。